

新しい時代における「みどり」の整備・保全・管理のあり方と
総合的な施策の展開について（案）

社会資本整備審議会 都市計画・歴史的風土分科会
都市計画部会 公園緑地小委員会

はじめに.....	1
I. 新たな社会資本整備重点計画に対応し、重点的に整備・保全・管理を図る緑とオープンスペースの分野とその目標.....	2
1. 基本的認識.....	2
2. 計画的に整備・保全・管理を推進すべき「みどり」の対象範囲について.....	2
3. 重点的に整備・保全・管理を推進すべき「みどり」の施策分野・領域について.....	5
4. 生活実感を反映した「みどり」の整備・保全・管理に係る指標について.....	8
5. 「みどり」の整備・保全・管理の目標量について.....	11
II. 「みどり」の整備・保全・管理において、今後、重点的取り組みを推進すべき事項.....	13
1. 持続可能な都市を構築するための、多様な主体の参加・連携による、多様な緑とオープンスペースのあり方と整備・保全・管理の推進方策.....	13
2. 個性と魅力にあふれた活力ある美しい都市・地域・国土づくりを進めるための、歴史的・文化的資源等を活用した緑とオープンスペースのあり方と整備・保全・管理の推進方策.....	18
3. ストックのもたらす効果を相乗的に高めるための緑とオープンスペースのあり方と整備・保全・管理の推進方策.....	21
おわりに.....	23

新しい時代における「みどり」の整備・保全・管理のあり方と 総合的な施策の展開について（案）

はじめに

平成17年6月30日に国土交通大臣より社会資本整備審議会に対し、「新しい時代の都市計画はいかにあるべきか。」についての諮問を受け、具体的な検討課題として、下記の①～⑤の課題について、都市計画・歴史的風土分科会都市計画部会において、検討してきたところである。

- ① 人口減少等に対応した新たな都市計画制度の基本的枠組み
- ② 中心市街地の再生を図るための、広域的な都市機能の規制誘導施策及び中心市街地への都市機能の集積誘導施策
- ③ 持続可能な都市を構築するための都市・生活インフラの整備の推進方策
- ④ 安全で安心して暮らせるまちづくりの推進方策
- ⑤ 歴史的な風土を活用したまちづくり、地域づくりのあり方

このうち、③の「持続可能な都市を構築するための都市・生活インフラの整備の推進方策」について、都市の緑とオープンスペースに関し、

- ① 新たな社会資本整備重点計画に対応し、重点的に整備・保全・管理を図る緑とオープンスペースの分野とその目標
- ② 持続可能な都市を構築するための、多様な主体の参加・連携による、多様な緑とオープンスペースのあり方と整備・保全・管理の推進方策
- ③ 個性と魅力にあふれた活力ある美しい都市・地域・国土づくりを進めるための、歴史的・文化的資源等を活用した緑とオープンスペースのあり方と整備・保全・管理の推進方策
- ④ ストックのもたらず効果を相乗的に高めるための緑とオープンスペースのあり方と整備・保全・管理の推進方策

について、都市計画部会のもとに公園緑地小委員会を設け、専門的な見地からの検討を行うこととした。本報告は、新たな社会資本整備重点計画の策定に向けたこれらの課題について、7回の小委員会を開催し、審議を重ねた結果をとりまとめたものであり、本報告の趣旨に沿った、政策の具体化が図られることを期待するものである。

I. 新たな社会資本整備重点計画に対応し、重点的に整備・保全・管理を図る 緑とオープンスペースの分野とその目標

1. 基本的認識

社会資本整備重点計画法第4条に基づき平成15年10月に策定された現行の社会資本整備重点計画（以下、「現行計画」という。）は、それまで事業分野別であった9つの計画（道路、交通安全施設、空港、港湾、都市公園、下水道、治水、急傾斜地、海岸）を一本化し、計画内容を事業費から国民から見た「達成される成果」（アウトカム指標）へ転換した。「暮らし」、「安全」、「環境」、「活力」の重点的な4分野において目標を定め、その主な事項について、達成状況を定量的に測定するための指標を設定し、施策横断的な取り組みと事業分野別の取り組みについて推進を図ってきている。

こうした中、人口減少・少子高齢化の急速な進展は、我が国の経済社会に構造的な変化をもたらし、社会資本に対する要請は、今後、質・量ともに大きく変化することが見込まれる。都市公園、緑地保全その他公共施設空間の緑化といったこれまでの緑とオープンスペースの整備・保全・管理も、社会構造の変化に対応しつつ、持続可能な社会を実現するために、生物多様性の保全や地球温暖化防止への貢献、安全な国土の再構築や個性と魅力ある生活環境の維持、美しい景観や文化・芸術への欲求の高まりなどへの適切な対応が必要となっている。また、我が国の経済社会の投資余力が引き続き低下した状態にあり、財政制約が続くことも想定しながら、良好な都市環境を維持、向上、再生させる緑とオープンスペースの機能、特性を踏まえ、これらの整備・保全・管理を戦略的かつ重点的に推進していく必要がある。

こうしたことから、次期の社会資本整備重点計画（以下、「次期計画」という。）の策定にあたっては、これからの緑とオープンスペースのあるべき姿を念頭に置き、国の政策課題に対応した必要性・緊急性を評価し、重点的な整備・保全・管理が進められるよう検討することが求められる。また、政策的に取り組む対象範囲をできる限り柔軟かつ広範に広げる観点や、次世代に残すべきストックの積極的、効果的な活用を推進する観点からの取り組みを進めるべきである。

2. 計画的に整備・保全・管理を推進すべき「みどり」の対象範囲について

(1) 「みどり」の概念、「みどり」に込める意味

これまでの都市計画中央審議会答申、社会資本整備審議会答申等に

においては議論の対象とする緑とオープンスペースについて、中核となる施設として都市公園等を位置づけ、それに加えて、道路、河川、急傾斜地、港湾、下水道処理場、官公庁施設等の公共空間から、都市に残された貴重な自然資源としての緑地や民有地の緑化まで、その対象をより広くとらえていくという方向で議論が積み重ねられてきている。

また、現行計画における重点目標「水・緑豊かで美しい都市生活空間等の形成等」の指標である「都市域における水と緑の公的空間確保量」においては、国民のニーズや満足度の向上に的確に対応するため、都市公園等だけでなく、道路の植樹、河川緑地などの公的空間から、特別緑地保全地区などの土地利用規制により担保されている緑地までを含め、目標の達成に向けて効率的かつ効果的な事業執行を推進してきているところである。

こうした方向性を踏まえつつ、次期計画、さらに将来の都市の緑とオープンスペースのあり方等の決定にあたっては、物理的・空間的機能や効果だけでなく、良好な景観や地域の歴史・風土、生活文化の形成や自然観、郷土愛の醸成等、国民の精神性や満ち足りた幸福感、心身の健康の向上など多くの価値観を包含する包括的な概念をより強く込めた言葉として、「みどり」という言葉を用いることとし、かけがえのない国民共有の財産である「みどり」の総合的な機能や効果を最大限に発揮させることを念頭に置き、検討を進めていくことが重要である。

その際、持続可能な社会を目指し、生物の多様性や生態系を適切に保全すべきことや、「みどり」が健全な都市生活を営む上で必要不可欠な環境基盤であることを全ての「みどり」の整備・保全・管理にあたって念頭に置くことが必要である。

(2) 「みどり」に期待される機能

「みどり」は、国民が身近に楽しめる多様なレクリエーションや自然とのふれあいの場、生物多様性の確保に資する野生生物の生息・生育環境を形成するとともに、大震火災等の災害発生時には避難地や避難路、防災拠点となるなど、都市や地域の防災性の向上に大きな役割を果たしている。

また、温室効果ガスである二酸化炭素の吸収固定作用等による地球温暖化の防止や風の道形成・蒸散作用等によるヒートアイランド現象の緩和などの都市環境改善にも大きく寄与している。

さらには、我が国における気候・風土の多様性、四季の変化を体現し、美しい自然や地域の景観・風景を形づくり、日本庭園など我が国固有の芸術・文化形成等にも重要な役割を果たしてきた。

今後、「みどり」が広義の社会資本、国民共有の財産として、かけがえない多くの機能を発揮していることに重きを置き、必要な施策の展開を図るべきである。

① うるおいのある生活環境の形成

「みどり」は、さまざまな都市環境改善効果や心理的効果を背景として、ストレスを軽減させ快適性を向上させる、ゆとりや安らぎ、くつろぎに満ちた生活の舞台であり、国民の心身をいやし、健康を増進させる機能を有している。

② スポーツ・レクリエーション、自然とのふれあいの場の形成

「みどり」は、健康づくりやスポーツ・レクリエーション、教養・文化活動等、さまざまな余暇活動の場として欠かせない空間であり、また、身近な自然とのふれあいの場を形成する機能を有している。特に将来を担う子ども達が健全に成長する上で欠かせない空間として、明るく、元気な未来を担う貴重な機能を有している。

③ 地球温暖化等の防止

「みどり」は、国民にとって最も日常生活に身近な二酸化炭素吸収源であることから、実際の吸収源としての効果に加え、地球温暖化対策の普及啓発にも大きな効果を発揮するものである。

また、地表面を被覆する「みどり」の蒸散作用等による地表面の高温化の防止・改善の機能は、ヒートアイランド現象の緩和をもたらすなど、持続可能な循環型社会を構築する上で大きな機能を有している。

④ 野生生物の生息・生育環境の確保

「みどり」は、野生生物の生息・生育環境、生態系の基盤を形成し、生物多様性を確保する上で重要な役割を果たしており、地域の自然環境を保全・再生する機能を有するとともに、将来世代の財産となる、生物資源、遺伝子資源を保全し、すべての生命を育む機能を有している。

⑤ 都市・地域の防災性の向上

「みどり」は、大震火災時の延焼を防ぎ、避難地・避難路などの避難空間となり、また、救助・救援、復旧・復興拠点となるなど、都市の防災性、防災機能を向上させる機能を有している。

⑥ 地域に固有の美しい風景・景観、歴史・風土、芸術・文化の形成

人間の生活、気候や歴史・風土等が一体となって形成される「みどり」は、都市や地域に固有の美しく風格ある風景・景観の基盤となる。また、

四季の変化に富んだ多様な「みどり」は、繊細な感受性や美的情緒を育み、地域に固有の芸術・文化の形成と保持に大きく寄与してきた。

さらに、地域の文化遺産等と一体となって、地域の賑わいや活力、観光振興にも大きく寄与する機能を有している。

このように、「みどり」は、自然と人、人と人、人と地域などの健全なつながり、コミュニケーション、循環などの関係性を回復、向上させる機能、役割を根底に有している。

(3) 社会資本整備重点計画における「みどり」の対象範囲

都市公園、道路、河川、港湾、広場、墓園、学校等の公共空間の「みどり」、都市緑地法等による土地利用規制や契約・協定等によって担保されている民有の「みどり」、さらに、保全された農地、林地、社寺境内地や家庭の庭など、パブリックからプライベートの領域に至るまで、都市の「みどり」は広義の公共財であるという認識に立つことが必要である。そして、これら広義の社会資本として評価される「みどり」の対象範囲をできる限り柔軟かつ広範にとらえ、これらを適切に整備・保全・管理するための方策を総合的に講じるべきである。

3. 重点的に整備・保全・管理を推進すべき「みどり」の施策分野・領域について

(1) 「みどり」の整備・保全・管理を推進する上で中長期的に重要となる視点

「みどり」の保全・整備・管理に係る施策を推進していく上で、今後、より重要となる「みどり」の質の向上や利用、活用等も含めた視点は以下のとおりである。

① 美しい都市・地域・国土の形成を目指す

「みどり」を基調とした美しい都市・地域・国土は、自然と人間の豊かなふれあいやゆとりとうるおいに満ちた豊かな国民生活の基盤であり、これらを保全・再生し次世代に引き継いでいくことが、現下の我が国における重要な課題である。

こうしたことから、「みどり」により醸成される良好な環境に対する価値を正しく認識・評価し、美しい都市・地域・国土を形成するため、水と緑豊かな環境の保全・創出を推進する必要がある。

② 歴史と文化に根ざした香り高い地域の形成を目指す

歴史と文化に培われ、慣れ親しまれた地域に固有の風土、景観は、文化遺産や風俗・習慣等とこれを包み込む良好な「みどり」とが一体となって

形成されるものであり、醸し出される地域の個性や伝統は、そこに暮らす人々の満足感や帰属意識、愛着を呼び、国内外の人々が訪れたいと思う魅力と品格を形成する。

自然と歴史と文化に根ざした香り高い地域の個性と魅力をベースとした、活発な地域間や国際的な交流・連携が展開されるよう、地域から愛され、慣れ親しまれた美しい「みどり」のストックを大切に作る豊かな地域づくりを推進する必要がある。

③ 誰もが暮らしやすい社会の実現を目指す

急速な少子高齢化やライフスタイルの多様化が進展し、女性、高齢者、障害者などあらゆる人々の社会参画のニーズが拡大する中において、誰もが自由に、希望する活動を楽しめる、暮らしやすい社会の実現や、安心して子供を育てることのできる社会の実現が求められている。

このため、国民の心身の健康の向上や良好な子育て環境づくり等を推進する中で、バリアフリーやユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、誰もが利用しやすく、その効果を楽しむことができるやさしい「みどり」の社会資本の整備・保全・管理について、ハード・ソフト両面からの向上を図る必要がある。

④ 持続可能な都市・地域・国土・地球環境の形成を目指す

「みどり」は、さまざまな環境負荷を軽減し環境を改善する機能を有し、持続可能な循環型社会を構築する上で大きな役割を有している。また「みどり」を舞台とした環境教育・環境学習、環境配慮行動の実践など、「みどり」は持続可能な循環型社会の形成に資するための普及啓発を進める上で最も身近で有効な手段である。

このような観点も踏まえ、地域に応じた「みどり」の整備・保全・管理を通じて、地球温暖化問題への対応、ヒートアイランド現象の緩和、地域固有の自然の保全、都市近郊の里地里山の保全、生物多様性の確保、持続可能な都市・地域・国土づくりへの積極的な対応を図る必要がある。

⑤ 安全・安心な都市・地域・国土基盤の形成を目指す

ゆとりとうるおいに満ちた美しく豊かな都市・地域・国土を実現するためには、災害に強い安全な社会の形成を図ることが必要である。大震火災時において避難地・避難路、救援・復旧・復興等の拠点として重要な役割を果たす「みどり」の機能・価値を正しく認識・評価し、安全・安心な都市・地域・国土づくりを推進する必要がある。

⑥ 多様な主体の発意・参画による活力ある社会の形成を目指す

多様な主体の参加と連携による自然環境の保全や花と緑豊かな都市環

境の創出など、「みどり」に関する協働の取り組みは、一人一人の生活を豊かにし、人と人との活発な交流を進め、社会全体を活性化し、国民一人一人の力と意欲に支えられた都市、地域、国土づくりを進める大きな力となる。

いわゆる団塊の世代の活躍の場が会社から社会へ転換する時期を迎え、それぞれの個が積極的に楽しみながら役割を発揮し、連携することにより、多様な主体の自主性や協調性、信頼感や連帯感に支えられた活力ある地域づくりの環が拓かれていく、関係性の回復のためのプラットフォームとしての「みどり」の機能に着目した取り組みを推進する必要がある。

(2) 次期計画における重点施策分野・領域

現行計画においては、社会資本整備について、「暮らし」、「安全」、「環境」、「活力」の4つの重点目標の分野（以下、「重点4分野」という。）を設定している。「みどり」に係る施策については、「活力」を除いた3分野の重点目標に対応した具体の指標を掲げて、限られた財源の中で、効率的・効果的に事業を推進しているところである。

次期計画においても、これらの重点4分野に対応して、重点的かつ緊急に「みどり」に係る施策、事業を推進していく必要がある。

その際、重点的に整備・保全・管理を推進すべき「みどり」の施策分野・領域を明確にするとともに、限られた財源の中で、効率的・効果的にこれらの分野・領域における「みどり」の整備・保全・管理を推進するため、必要な施策・制度の一体的な構築を行うべきである。

重点4分野に対応した「みどり」に関する施策分野・領域を検討する際の着目点として、例えば、

- ・暮らし：
 - ・緑豊かで安心できる美しい都市環境の形成
 - ・高齢者・障害者をはじめ誰にとっても優しい都市づくり
 - ・良好な子育て環境の形成
- ・安全：
 - ・大震火災時における広域・地域防災拠点、避難地・避難路、帰宅困難者対策
 - ・都市の防災機能の向上
- ・環境：
 - ・自然生態系を保全し、遺伝子資源を守り、多様な生物との共生の基盤となる水と緑のネットワークの形成
 - ・地球温暖化対策、ヒートアイランド対策

- ・活 力：
 - ・観光・地域振興
 - ・歴史的・文化的資源等の活用や良好な都市景観の形成
 - ・芸術・文化の香り高いまちづくり

などについて検討していく必要がある。

さらに、その際、国民のニーズへの的確に対応することや満足度の向上等を図る上で、さまざまな政策や事業の連携による「みどり」の整備・管理・保全によってより高い効果が得られることから、施策の横断的な連携について、特に積極的に取り組んでいくことが求められる。

4. 生活実感を反映した「みどり」の整備・保全・管理に係る指標について

(1) 現行計画における指標について

現行計画の重点分野において、「みどり」に係る指標は以下のとおり設定されており、これらに基づいて毎年フォローアップを行い、事業の進捗状況の把握に努めている。

分 野：「暮らし」
 重点目標：水・緑豊かで美しい都市生活空間等の形成等
 指 標：「都市域における水と緑の公的空間確保量」
 【H19 までに約 1 割増(12 m²/人(H14)→13 m²/人(H19))】

分 野：「安全」
 重点目標：大規模な地震、火災に強い国土づくり等
 指 標：「一定水準^(注 1)の防災機能を備えるオープンスペースが 1 箇所以上確保された大都市^(注 2)割合」
 【約 9% (H14)→約 25% (H19)】

(注 1 一定水準：備蓄倉庫、耐震性貯水槽、放送施設を備える面積 10ha 以上のオープンスペース)

(注 2 大都市：人口 20 万人以上の都市（東京特別区及び政令指定都市においては、区を 1 都市と扱う）)

分野：「環境」
重点目標：地球温暖化の防止
指標：【都市緑化等による吸収：約 28 万 t-CO₂】

分野：「環境」
重点目標：良好な自然環境の保全・再生・創出
指標：「失われた自然の水辺のうち、回復可能な自然の水辺の中で再生した水辺の割合」
【H19 までに約 2 割再生】
「失われた湿地や干潟のうち、回復可能な湿地や干潟の中で再生したものの割合」
【H19 までに約 3 割再生】

また、重点目標として掲げてはいないが、事業分野別の取り組みとして、

「都市における良好な自然環境の保全・創出に資する公園・緑地を H19 までに新たに約 2,100ha 確保」

「全国民に対する国営公園の利用者数の割合を平成 19 年度に「4 人に 1 人」とすることを目標に置き、適正な整備と管理・運営を推進する。」

の 2 つの指標を掲げて、「みどり」の整備・保全・管理を推進している。

(2) 次期計画に向けての指標の考え方

次期計画においては、公的に担保されている「みどり」だけでなく、契約・協定等により担保されている民有の「みどり」、建築敷地等における緑化など、さまざまな態様の「みどり」をできる限り柔軟かつ広範にとらえ、これらの整備・保全・管理の効果・成果が、満足度や生活実感として反映された、わかりやすい指標を設定すべきである。

この中で、緑豊かな都市環境の形成を実感できるような都市における「みどり」の量を表す総合的な指標については、人口 1 人当たりの量を示す指標だけでなく、緑地の面積比率による「緑地率」や、さらには「みどり」の機能、内容、質を反映させることも考慮し、衛星画像情報等を活用した「緑被率」など、「みどり」の土地被覆面積比率による指標の導入を検討すべきである。

その際、国においては、広域的な状況把握や都市間の相互比較ができる

統一的指標となるよう、「緑被率」の計測手法について「衛星画像情報等による緑被率調査マニュアル（仮称）」を作成し、地方公共団体に示すことが必要である。

また、地域の実情に応じた、自主性・裁量性のある指標の設定や目標値の設定についても配慮するなど、弾力的な運用を行うべきである。

重点4分野に対応する指標を検討する際の着目点として、例えば、

○暮らし：

- ・水と緑の公的空間の確保の状況
- ・都市域における「みどり」の割合の状況
- ・高齢者や障害者等に対応した「みどり」のバリアフリー化の状況
- ・誰にとっても優しい都市の形成に資する「みどり」の機能・質の確保の状況
- ・「みどり」へのアクセスの容易さの状況 等

○安全：

- ・広域避難地の整備（広域避難困難人口の解消）の状況
- ・一定の防災機能を備えた避難地を有する都市の状況 等

○環境：

- ・地球温暖化対策（二酸化炭素吸収源対策）への寄与の状況
- ・生物多様性や自然とのふれあいの基盤となる「水と緑のネットワーク」の形成の状況
- ・多様な野生生物の生息生育空間となる良好な自然的環境としての「みどり」の保全・創出の状況 等

○活力：

- ・国営公園の利用状況
- ・観光等の集客やイベントの開催効果など、地域振興の寄与・賑わいの状況
- ・歴史的・文化的資源の活用等の状況
- ・歴史的・文化的資源を活用した都市公園等を核とした「水と緑と歴史のネットワーク」の設定の状況

等、これまでの指標との継続性にも配慮しつつ、「みどり」に関する施策分野・領域に掲げられた主要事項に対応する指標を検討すべきである。

5. 「みどり」の整備・保全・管理の目標量について

(1) 目指す「みどり」の将来像について

「みどり」は、ゆとりとうるおい、美しさに満ちた暮らしの象徴であり、安全で安心、快適な都市、地域、国土づくりに欠くことのできない存在である。

このため、美しく、安全で安心な国土の形成、さまざまな環境問題への対応、自然と歴史と文化に根ざした香り高い地域づくり、少子高齢化社会に対応したインフラ整備、心豊かな参画型社会の実現等を基本的視点としながら、ハード面においては、

『地域の自然・歴史・文化に包まれた暮らしが実感でき、将来世代へ持続可能となる多様な「みどり」あふれる美しい都市・地域・国土づくり』

『世界の人々が訪れる個性・魅力と品格のある「みどり」の歴史的風土の育成』

『誰もが満足できる、安全でうるおいと優しさのある生活・交流空間を実現する質と量を備えた「みどり」のストックの形成』

等を、ソフト面においては、

『地域住民、ボランティア、NPO、民間企業等、多様な主体の行動により、守り活かし育てる「みどり」の社会資本づくり』

『世界に誇るゆとりと豊かさに満ちた「みどり」の国民文化の形成』

等を目指す将来像として掲げ、そのためのさらなる検討を進めるべきである。

(2) 「みどり」の目標量

過去の都市計画中央審議会答申や「緑の政策大綱(平成6年建設省決定)」においては、「1人当たり都市公園等面積20㎡」や「市街地における持続性のある緑地3割」を目標としてきている。

総人口減少の局面を迎え、コンパクトシティと言われるこれからの集約型構造の都市像、生活像をも踏まえた「みどり」の将来目標量については、良好な都市環境を維持増進していく観点から、引き続き、連担した市街地において持続性のある「みどり」の割合(公的緑地率)を概ね30%以上確保すること等を望ましい都市像として示す必要がある。

その際、大都市圏や地方中枢都市・中核都市等の土地利用の高度化した地域では、緑化地域制度の広範囲な活用を図るとともに、立体都市公園制度、人工地盤型市民緑地制度、緑化施設整備計画認定制度等の活用による人工地盤上の公園・緑地整備や、公共・公用施設を含めた建築物の屋上・壁面などの緑化を一体的に推進するなど、複合的・連続的な「みどり」の確保方策を講じていく必要がある。

また、地域の特性に応じた多様な「みどり」豊かな都市像を各地方公共団体が緑の基本計画等において示し、都市公園、道路、河川、港湾、広場、墓園、学校等の公共空間の「みどり」、土地利用規制や契約・協定によって担保されている民有の「みどり」、保全された農地（市民農園を含む）、樹林地、社寺境内地など、幅広い「みどり」を対象として、地域住民、ボランティア、NPO、民間企業等、多様な主体の取り組みを含めた総合的な施策の展開により実現することが求められる。

さらに、将来目標の検討にあたっては、次期計画の計画期間を超える中長期的な見通し・目標量を設定し、その内数として次期重点計画（5年）における達成度（達成目標）、アウトプット量の設定について検討すべきである。

例えば、中長期的（10年程度）に完了（概成）させる「みどり」の政策分野を「防災」とした場合、大都市など一定の要件を満たした区域内の広域避難地の整備率（広域避難困難人口の解消）について100%を目指すなど、国民にわかりやすい達成目標を検討すべきである。

その際、高度経済成長期の宅地造成等に伴い整備された都市公園等の老朽化が進み、施設の更新等が必要となってくる中で、維持管理コスト、更新コストの縮減に向けた効率的な整備・保全・管理方策についても検討を進めることが求められる。

Ⅱ. 「みどり」の整備・保全・管理において、今後、重点的取り組みを推進すべき事項

I. においては、次期計画における「みどり」の整備・保全・管理に係る施策の対象範囲、施策分野・領域、指標、目標量等についての基本的な方針を示したが、これらを実現していく上において、多様な主体の参加・連携、歴史的・文化的資源の活用、相乗的なストック効果の発現等を図るため、以下のような施策を幅広く講じることが必要である。また、これらの施策の実現に向けて、施策の効果を確実なものとし、その効果を高めるために、先進的な類似の取り組み等についての情報収集や実態の把握、効果の分析等を行うなど、詳細かつ具体的な検討を進めることが必要である。

1. 持続可能な都市を構築するための、多様な主体の参加・連携による、多様な緑とオープンスペースのあり方と整備・保全・管理の推進方策

国や地方公共団体が主体となって行ってきた公園・緑地の整備・保全・管理に係る制度や事業手法等にとどまらず、民有地を含めた幅広い「みどり」の分野・領域において展開される、地域に根づいた自治会や公園愛護会等の既存組織、ボランティア、NPO、民間企業等の活動等にも重点を置き、「みどり」の整備・保全・管理を推進するための施策を、その支援方策も含めて幅広く展開していくことが必要である。

その際、国においては、多様な主体の参加・連携による「みどり」の整備・保全・管理に係る施策の総合的展開を図るため、諸施策の基本方向と基本目標を定め、諸施策を確実に実施していくために必要な、施策・制度の構築、技術基準等の整備や指導及び助言等、適切な役割を果たしていくことが必要である。

(1) 多様な「みどり」の整備・保全・管理を総合的に推進するための戦略

多様な「みどり」の整備・保全・管理を多様な主体の参加・連携により、長期的、継続的、安定的に推進するためには、これを支える主体となる推進組織・担い手による活動が着実かつ円滑に推進されることが特に重要であるという観点から、これら組織の育成充実を図るための、組織に関する枠組みや手続き等についての充実を図ることが必要である

民有の屋敷林や農地等の「みどり」の所有者としての個人から、いわゆる公園愛護会や身近な自然環境の保全活動等を行うNPO等を始めとした市民団体、再開発等を行う中で緑豊かな公開空地等を創出する民間事業者等に至るまで、「みどり」に係る活動を支える主体に対する、支援のた

めの幅広い措置を講じるべきである。

特に、民有の緑地の保全と利用を図るための制度である市民緑地の管理主体として、都市緑地法に基づく緑地管理機構制度があり、また、都市公園法においても公園管理者以外の者の公園施設の設置・管理により、公園機能の増進等を図る制度があるが、これらを担う主体による活動が、より幅広く継続的に実施されていくための組織に係る枠組みの充実を一層図るべきである。

(2) 「みどり」の整備・保全・管理に係る制度の充実と支援方策

「みどり」の整備・保全・管理において、公共事業として着実に実施すべき施策分野・領域とこれらに係る重点的な目標等を設定する一方で、地域に特有な地形・植生等が残されている貴重な民有地の「みどり」や民間事業者による再開発等において生み出される「みどり」など、多様な「みどり」の整備・保全・管理を、多様な主体の取り組みにより一層推進することが必要である。

民有の「みどり」の保全については、特別緑地保全地区制度に代表される土地利用規制と土地に係る税の減免や買い入れ要望のある場合の土地の買い入れ等の基本的枠組みがあり、土地所有者に代わって地方公共団体や緑地管理機構が「みどり」の管理を行う市民緑地契約や管理協定制制度等の仕組みがある。また、民間事業者等による再開発等における「みどり」の創出については、総合設計制度等により、緑豊かな公開空地が確保される枠組みや、緑化施設整備計画を認定する制度があり、主体となる民間事業者の努力を社会環境貢献の観点から評価・認定するシステムも始まっている。

こうした現行の取り組みに加え、多様な主体による「みどり」整備・保全・管理に係る取り組みがなお一層積極的に展開されるよう、法制度も含めた施策・制度の充実を図るべきである。

① 多様な主体による植樹活動、森づくりに対する支援制度

京都議定書の第一約束期間（2008～2012）を目前に控え、国際的に法的拘束力のある二酸化炭素排出削減に係る数値目標を達成するため、地球温暖化防止対策としての二酸化炭素吸収源となる都市の「みどり」の創出・確保が喫緊の課題となっている。また、都市のヒートアイランド現象の進行や空き店舗・空き住宅、低未利用地等、市街地の環境劣化が進む中で、集約型構造の都市における環境の改善、美しい都市のたたずまいの実現を図ることが重要な課題となっている。

このため、地方公共団体等、公的セクターだけでなく、NPO等の市民団体、民間事業者等による、幅広い植樹活動、森づくり等に対する新たな支援制度を構築すべきである。

この際、地球温暖化対策や都市の環境改善上、確実に効果を発揮する「みどり」の規模や態様に関して、技術的な知見に基づく検討を進めることが必要である。

② 広域的な取り組み、多様な主体による取り組みに対する包括的支援制度

「みどり」のネットワークの形成を総合的に図るための既存の事業制度としては、緑地環境整備総合支援事業があるが、生物多様性や自然とのふれあいの基盤となる水と緑のネットワークを形成し、身近で豊かな自然環境へのアクセスを多様な主体の参画により改善するため、以下のような場合に、関係自治体、関係事業者等からなる協議会を設置し、事業連携計画に基づいて各事業者等が事業を連携して推進する方策及び、これを包括的に支援する事業制度を構築すべきである。

また、この中で「みどり」の管理水準や管理方針について相互に調整を図り、地域全体の「みどり」について整合ある管理育成を推進し、地域全体の自然的環境の向上を図っていく枠組みが必要である。

- ・ 対象とするエリアが複数の市町村に及び、都市公園等事業をはじめ、市民緑地事業、緑地保全事業等、「みどり」に関連するさまざまな事業を、市町村の行政区域を超えて、相互に連携させつつ、総合的、広域的に実施することが必要な場合
- ・ 都市公園事業や市民緑地事業、緑地保全事業等に加え、公共公益施設の緑化、民有施設の緑化、民有緑地の保全など「みどり」に関連する多様な主体のさまざまな取り組みを、相互に連携させつつ、総合的、横断的に実施することが必要な場合

(3) 地球温暖化対策も視野に入れた「みどり」の整備・保全の推進

持続可能な都市を構築していくためには、現世代のための投資だけでなく、将来の世代に対する負荷をもたらず負の遺産を創出しないという視点が特に重要である。

二十世紀の都市が正の遺産を創出した一方で、環境問題等、負の遺産をも創り出してきたことを認識し、また、京都議定書の第一約束期間（2008～2012）を目前にしていることも踏まえ、今後は地球温暖化対策等も視野に入れた、多様な主体の広域的な連携による、都市緑化分野における重点的、計画的な事業を、国及び各地方公共団体等が率先して行っていくべきである。

このため、国においては、I P C Cによる吸収源の計上方法のガイドラインに基づき、対象となる事業や吸収量算定方法の確定、全国目標値の設定等を行うとともに、都市緑化月間における新たな統一キャンペーン「ひ

ろげよう育てようみどりの都市」の下、全国の都市において、地域住民、民間企業やNPOなどを含めた多様な主体の参加と連携を得て、新たな「みどりの政策大綱」や緑の基本計画等、都市のヒートアイランド化防止の観点も含めた都市のあるべき土地利用のビジョンに基づき、「みどりの『植生回復』プロジェクト（仮称）」を推進するなど、「みどり」に関する国民的な運動の輪を拡大していくべきである。

さらに、家庭の庭から都市公園、道路や河川、土地利用規制等により担保されている緑地まで、すべての「みどり」が生物多様性や生態系を支えることを踏まえ、これらの「みどり」が連携して、都市において健全でエコロジカルなネットワークを形成するための整備や管理手法について、さらに検討及び改善のための措置を講じていく必要がある。

(4) 「みどり」の充実を図るための普及啓発、国民運動的展開等

住民参加による都市における「みどり」の保全・創出等を推進し、緑豊かなうるおいのある生活空間の実現や美しいまちづくりの展開を図るため、春季における都市緑化推進運動期間（4～6月）や都市緑化月間（10月）において、「みどり」の普及啓発を図るための各種の取り組みが全国各地で行われている。

また、「みどり」の情報・文化を発信し、「みどり」の保全や創出に対する意識の高揚や技術の普及、交流を促進する代表的な行事として、国営公園において全国「みどりの愛護」のつどいが、都市緑化に積極的に取り組む地方公共団体において全国都市緑化フェアが毎年開催され、1990年「大阪花博国際花と緑の博覧会」、2000年「淡路花博ジャパンフローラ2000」、2004年「浜名湖花博パシフィックフローラ2004」と国際園芸博覧会が開催されてきている。

さらに今年より、自然に親しみ、その恩恵に感謝し、豊かな心を育むことを願うとともに、国民の関心と理解を一層促進し、「みどり」についての国民の造詣を深めるため、5月4日が「みどりの日」とされ、「みどりの月間」が設定されたところである。

多様な主体の参加・連携による多様な「みどり」の整備・保全・管理を、国民運動的展開をもって力強く推進するため、これらの普及啓発と国民への呼びかけを進める取り組みを積極的に展開すべきである

① 国際園芸博覧会や全国「みどりの愛護」のつどい等の積極的展開

世界の中で魅力ある日本として、アジアをはじめとした世界の国々との文化交流を促進する国際園芸博覧会の開催や全国「みどりの愛護」のつどい、全国都市緑化フェア等について、「みどり」に関連する普及啓発のあり方とそのための効果的、効率的な行事の開催方法等につ

いて検討しつつ、NPOをはじめとした市民団体、民間事業者など、「みどり」に関する様々な活動団体との連携等を取りながら、より幅広い展開を図るべきである。

② 国営公園における普及啓発、国民運動的展開等

国営公園においては、「みどり」の普及啓発、国民運動的展開の拠点として、公園緑地ネットワークのセンター的機能を果たす必要がある。

従来からの「都市緑化月間」や新たな「みどりの月間」における普及啓発活動や自然観察会、「みどり」のウォークラリーなどの関連イベントの充実によって、国民が国営公園において「みどり」に対する親しみをもち、深めるための「きっかけ」をつくることが重要である。

例えば、国営公園制度30周年記念事業として実施された「国営公園フォトコンテスト」については、テーマを「花」などに絞った部門を新たに創設しながら継続的展開を図ったり、「みどり」を詠んだ短歌・俳句等のコンテストを行うなどの、幅広い取り組みが望まれる。

③ 「みどり」の普及啓発を支える人材の育成と確保

「みどり」の着実な整備・保全・管理の充実と安全かつ適正な利用の促進を図るためには、普及啓発を支えていく幅広い人材が必要である。例えば、身近な環境活動や冒険遊び、スポーツ利用など、子ども達の安全で楽しい「みどり」の利用を導くリーダーとなる、いわゆるシニアボランティアから、環境教育プログラムの指導者などの専門的かつ高度な技能を有する人材の養成まで、「みどり」の国民運動の展開を支える幅広い人材の養成、確保等に係る積極的な取り組みが必要である。

④ 多様な主体の多様な取り組みの表彰制度の充実

「みどり」に係る多様な主体の多様な取り組みを奨励していくため、「みどりの愛護」功労者表彰、都市緑化功労者表彰、花のまちづくりコンクール、緑の都市賞、都市公園コンクール、屋上・壁面・特殊緑化技術コンクール等の各種の表彰制度が、関係公益法人等の取り組みも含めて実施されてきているところである。今後、多様な主体の積極的な活動を促進していくため、こうした表彰についての広報活動にさらに重点を置きながら、制度の充実を図る必要がある。

(5) 都市緑化植物園・環境ふれあい公園等「みどり」の活動拠点の新たな展開

地方公共団体が設置する都市公園等においては、都市緑化植物園や環境ふれあい公園等が「みどり」の活動拠点として機能してきた。

都市緑化植物園は都市住民に対する緑の相談所として昭和50年より整

備が進められてきた。鑑賞目的も兼ねたさまざまな緑化植物見本園や緑化相談・指導所を兼ねた休憩所等を有する都市緑化植物園へのニーズは依然として大きい。一方で、都市のヒートアイランド対策やさまざまな生物のビオトープとなる里山的な環境整備等を行う環境共生型緑化、ガーデニングや花卉園芸などに対する国民の要求や関心の高まり、また、屋上・壁面緑化など都市緑化分野における技術開発の進展など、都市緑化に対する新たな要請の中で、より多面的な機能が「みどり」の活動拠点にも求められるようになってきている。

環境ふれあい公園については、多様な生き物の生育・生息地を確保するとともに、自然とのふれあいを通じた子ども達の環境学習や環境活動の指導者の育成拠点として整備が進められてきた。

体験学習施設、自然生態園、動植物の保護繁殖施設等、新たなタイプの公園施設の位置づけも行われ、「みどり」の活動拠点としてさらなる充実が都市緑化植物園とともに期待される。

今後は地球環境問題に対する認識の深まりをも十分考慮し、総合的な『「みどり」の環境活動ネットワークセンター（仮称）』として、国営公園を含む拠点相互間のネットワークを強化するとともに、それぞれの公園の性格に応じた「みどり」の活動拠点としての機能を高めていくことが必要である。

2. 個性と魅力にあふれた活力ある美しい都市・地域・国土づくりを進めるための、歴史的・文化的資源等を活用した緑とオープンスペースのあり方と整備・保全・管理の推進方策

すぐれた歴史的・文化的資源であり、また観光資源でもある、我が国の歴史的風土・文化的資源を活かしたまちづくりは、人口減少社会に入り、うるおいと活力のある集約型都市を目指すこれからのまちづくりにおいて、重要なテーマである。

地域のシンボルや郷土の誇りとなり、観光振興や地域振興の核となる城跡等の文化財や由緒ある邸宅・庭園等と一体となった「みどり」の存在は、都市に固有のアイデンティティを与え、地域への誇りや愛着を生み出す源となり、満ち足りた暮らしを実感できるまちづくりに欠かせないものである。また、中心市街地の活性化など、地域の再生のためにも重要であるとともに、美しい国づくり、観光立国実現等にも寄与するものとなる。

こうした観点から、特に、歴史的意義を有する建造物や遺構等が周囲の自然的環境と一体をなして醸し出される歴史的風土の保存と活用や、将来に向けて新たな地域の個性と魅力を形成する芸術性、文化性の創出に寄与する「みどり」を積極的に整備、保全、管理するための施策を、全国的に

幅広く展開していくことが必要である。

(1) 歴史的・文化的資源と一体となった「みどり」の保全と整備・復元

地域を代表する重要な歴史的・文化的資源の適正な整備・活用を図り、自然と歴史と文化の香り高い地域の個性と魅力をベースとした、活発な地域間や国際的な交流・連携が、地域活性化、地域振興を図る上で今後一層重要になる。

このため、文化財保護法により指定された文化財や登録文化財など歴史的・文化的資源の適正な保全と整備・復元、管理等について、都市公園事業等を核として、周辺の歴史的景観・環境の形成も含め一体的に実施するための「歴史的都市公園等保全・再生・活用計画（仮称）」を、地方公共団体が策定し、これを国が認定し、歴史的・文化的資源と一体となった「みどり」の重点的な保全・再生・活用を、総合的に支援する事業制度を構築すべきである。

その際、歴史的建造物や庭園等の復元にあたって、歴史的な雰囲気や情緒を大切にだけでなく、実在した建造物等の外観や地割りと大きく相違することがないように、専門的な知見の活用等により、できる限り史実に沿った復元を図ることが必要である。

(2) 歴史的・文化的資源と一体となった「みどり」の形成に関する配慮

我が国固有の歴史的・文化的資源が有する価値や意義、美しい国づくりを推進する上で果たす役割の大きさを踏まえ、これらが地域を越え、より広く活用されるため、以下のような配慮を適切に行うことが必要である。

①「水とみどりと歴史のネットワーク」の形成

歴史的・文化的資源となる「みどり」を核とした、まちづくり、地域づくりを推進するためには、広がりのある有機的な「水とみどりと歴史のネットワーク」の形成を図ることが効果的である。地域の文化財や歴史的風土、また、歴史的・文化的資源と一体となった都市公園、市民緑地や歴史博物館、さらに、それらへの視点場となる道路、歴史的街道・みちすじ、運河、用水、緑地などを結ぶネットワークの形成を推進するための支援方を講じるべきである。

また、周辺のまちなみや自然的環境と一体となった特色ある歴史的風土の形成を計画的に進めることが重要であり、土地利用や建築物、屋外広告物等の適正な規制・誘導に関する方針、周囲との調和やすぐれた伝統的景観の維持を図るための適切な植栽及び植栽管理の方針等からなるマスタープランを地方公共団体において作成し、着実に具体化するための措置を講じていくことが必要である。

この際、施設等の整備・復元・再生に当たっては、木材等をはじめ、地

元産の材料の活用や伝統的技術の活用等に配慮すべきである。

② 地域のシンボル又はランドマークとなる歴史的・文化的資源や地形・地物への重要な視点場からの眺望景観の形成

地域のシンボル又はランドマークとなる歴史的・文化的資源や地形・地物への重要な視点場となる都市公園、水辺空間等からの良好な眺望景観の確保と形成を図るため、マスタープランに基づき、都市公園法、都市計画法、景観法、都市緑地法、屋外広告物法等の総合的、一体的な活用を図るべきである。

③ 外国からの来訪者等のための適切なアクセスの確保

地域への国内外からの観光客の増大のためには、「もてなしの心」が感じられるまちづくりが重要である。このため、特に外国からの来訪者等による利用が想定される場合には、円滑な利用の確保とともに、我が国の歴史・文化へのアクセスと理解が促進されるよう、分かり易い動線計画や、的確な情報提供・解説等について、特段の配慮が必要である。

この際、施設整備等のハード面における配慮だけでなく、来訪者を迎え、もてなす人的配慮について、シニアボランティア等の活用も含めソフト面における配慮を充実させることが必要である。

④ 次世代を担う子ども達への配慮

子ども達が歴史的風土・文化に身近に接し、親しみを持ち、理解を深めることができる視点が、今後のまちづくりにとって重要である。

このため、次の世代を担う子ども達が歴史的・文化的資源に容易に接しられ、そして慣れ親しむことができるよう、景観や環境の保全に配慮しつつ、子ども達にとって魅力ある「みどり」を、歴史的・文化的資源と一体的に確保するなどの配慮が必要である。

(3) 歴史的・文化的資源と一体となった「みどり」の形成を図るための普及啓発等

都市公園法施行50周年を記念した「日本の歴史公園100選」や古都保存法施行40周年を記念した「美しい日本の歴史的風土100選」の選定都市などにおける歴史文化資産としての「みどり」を対象とする写真コンテスト等の実施、「美しい日本の歴史的風土100選記念フォーラム」の継続的・全国的な展開を図るため、上記都市等を会場とし、関係地方公共団体との連携と役割分担の下で「美しい日本の歴史風土フォーラム（仮称）」をリレー方式で開催するなど、歴史的・文化的資源としての「みどり」の充実を図るための普及啓発、国民的運動を展開していくことが必要である。

(4) 国として保存・継承すべき特に重要な歴史的風土に対する総合的支援

世界文化遺産に登録された京都、奈良をはじめ、暫定リストに登録された飛鳥・藤原の宮都、武家の古都鎌倉、それらに準ずる特に重要な歴史的風土について、世界文化遺産としての新規登録及びそれに相応しい形での継続的保全・整備などに向け、都市公園・古都保存・都市計画行政を所管する立場から、国としての総合的な支援方策のあり方の検討を進めるべきである。

3. ストックのもたらす効果を相乗的に高めるための緑とオープンスペースのあり方と整備・保全・管理の推進方策

我が国の経済社会の投資余力が引き続き低下した状態にあり、財政制約が続くなかで、良好な都市環境を効率的に維持・向上させていくためには、「みどり」のストックの総合的な利用、活用を図り、より高い、生き活きとしたストック効果を発現させるべきであり、このため、以下の施策を講じる必要がある。

(1) 他分野、他領域との連携の強化

「みどり」がより多くの機能を重層的に発揮し、ストックの利用、活用価値が最大限に高められるよう、防災、教育、福祉・医療、地域活動・交流、子育て支援、生きがい創出など、幅広い分野・領域との緊密な連携を、これまで以上に図るべきである。

(2) 防災公園等となる「みどり」の確保と防災機能の強化

大地震や火災時等において、避難地や防災拠点、延焼防止帯等の機能を、適切、有効に発揮する防災公園等の確保について、拡散型から集約型への都市構造の転換や不燃領域の拡大を図っていく中で、重点的に取り組むことが必要である。また、既存の防災公園等を対象とし、防災機能の強化を図るための以下の取り組みを緊急に進めるべきである。

- ①避難者、帰宅困難者等のための避難収容施設となる運動施設、ヘリポートとなる広場その他の構造物等を対象とした耐震性調査の実施と必要な耐震性強化工事の早急な実施
- ②避難者、帰宅困難者等が利用する災害用トイレ・情報提供施設等や、耐震性貯水槽・井戸、備蓄倉庫、延焼防止のための植栽など、防災公園等に求められる災害応急対策施設等の早急な整備
- ③防災公園等の区域外における広場・植栽・災害用応急対策施設等と公園との一体的管理による防災機能の強化

④防災公園等の周辺市街地における樹木（高木）を主とした連続的、一体的な緑化の推進による延焼防止機能及び安全性の強化

(3) さまざまな利用ニーズへの的確な対応・満足度の向上

さまざまなライフスタイルを持つ、さまざまな世代の人々にとって「みどり」が多様な機能を発揮し、かけがえのない地域の財産として、親しまれ、愛され、育まれるよう、例えば、キャッチボールやデイキャンプ、ペットの公園利用など、利用者間の相互調整や利用者の自主的管理等の観点も含め、「みどり」の満足度・魅力を高める管理運営の工夫や方策の充実を図るべきである。

散策や休憩などの憩いの場、コミュニティーの交流や催事等、さまざまな利用、活動の受け皿の場、文化・芸術の場等として、公的な空間に加えて、セミパブリック、セミプライベートな性格を有する広場的な空間の整備や管理手法について、既存の公園のリニューアルや道路敷地、公開空地等との連携等も考慮しつつ、そのあり方も含め、検討する必要がある。

国営公園についても、ストックのもたらす効果を、より大きく、総合的に発揮させるため、多様な主体の参画と協働の下、利用者の満足度を高め、国民の利用を一層促進する方策や、自然教育・環境学習等の充実による国民の環境行動普及啓発拠点機能、里地里山の自然環境や地域の固有種、地域植物遺伝子の保全等を行う調査研究機能の設置など、新たな展開を図るべきである。

また、こうした視点に加え、国、地方公共団体の厳しい財政状況を踏まえつつ、これまで以上に多角的な視点から、国営公園の効率的な整備及び管理手法についても検討し、次期国営公園整備プログラム等に反映させていく必要がある。

(4) 「みどり」を地域でまもり、ひろげ、育てる活動の推進

都市の「みどり」は住民等にとって最も身近な存在であり、かけがえのない地域共有の資産でもある。このため、幅広い住民、企業参加等による「みどり」の保全と創出を進め、次の世代へ継承していくための仕組みづくりを推進する必要がある。

例えば、地域の企業、NPO、自治会、小中学校、高校などと連携して地域の植物等を種子などから育てて、地域の公共空間や里山に戻し、ひろげていくような活動を奨励したり、「みどり」の地域リーダーとなるような人材養成のための事業を、住民や企業の定年退職者を対象に実施していくなど、「みどり」を地域でまもり、ひろげ、育てる活動を全国的に展開していくべきである。

また、個人、企業等が所有管理する庭園、歴史的建物と一体となった「みどり」を花の美しい時期にオープン・ガーデンとして公開し、その入園料

収入を『「みどり」を地域でまもり、ひろげ、育てる活動』の費用の一部に充当するような活動についても、展開を図ることが望まれる。

(5) 誰もが安心して「みどり」を利用できる環境の整備

都市公園のバリアフリー化については、いわゆるバリアフリー新法が施行され、省令で対象となる特定公園施設ごとのバリアフリー基準が、また、基本方針で園路及び広場、駐車場、便所についての達成目標が示された。今後は、目標の達成を図るため、ガイドラインの作成・周知を始めとした取り組み、進捗状況のフォローアップや政策評価を行うとともに、都市公園の総合的なバリアフリー化を着実に推進していくための方策を講じるべきである。

さらに、「みどり」の管理運営・利用面や、保つべき質の確保等の観点から生じているさまざまな課題、例えば、遊具等における事故の発生、公園における空間の不適切な占用、犯罪の発生、外来種等への対応、庭園や貴重な樹木・樹林地、湿地等の植生の管理水準の低下などについて、改善する方策についても検討する必要がある。また、公園施設等について予防的な修繕等を行うことにより長寿命化を図る視点も重要である。

特に、公園施設の安全確保については、近年、類似施設（流水プール、ジェットコースター等）において、死亡事故が相次いで発生したことも踏まえ、乳幼児から高齢者までのあらゆる世代が安全で安心して「みどり」を利用できること等が重要であることから、公園施設の安全確保に係る管理基準、防災機能の確保に係る技術基準等について整備すべきである。

おわりに

ゆとりとうるおい、美しさに満ちた豊かな生活の象徴とも言える「みどり」は、安全でサステナブルな都市、地域、国土づくりの基盤をなし、自然と人、人と人、人と地域のふれあい、交流の舞台として、さまざまな関係性を回復、向上させ、活力に満ちた地域づくりの環を形成する。

また、歴史や風土、文化を彩る「みどり」は地域に個性と魅力と品格を与え、地域への愛着や郷土愛を育み、地域に共有の誇りやアイデンティティをもたらす。

こうした「みどり」は、多くの生物の生命を支え、癒しや安らぎなど、心身の健康や満ち足りた幸福感、安心して暮らせる優しい社会の形成に、欠くことができない、かけがえのない国民共有の財産と言える。

本報告は、次期社会資本整備重点計画の策定に向け、重点的に整備・保全・管理を進めるべき「みどり」の領域、また、これを実現するために、重点的

に取り組むべき事項について、小委員会における審議、検討を経てとりまとめたものである。

報告においては、少子高齢化社会、集約型構造の都市像、生活像へと向かう中で、都市のすべての「みどり」は広義の公共財であるという認識に立ち、国や地方公共団体等、公的セクターが主体となる取り組みに限定することなく、地域住民、ボランティア、NPO、民間企業等、幅広い多様な主体の行動により推進されるべき内容についても、提言としてとりまとめている。

これらの「みどり」の整備・保全・管理の実現に係る幅広い施策が総合的かつ計画的に推進されることにより、次世代へ健全な「みどり」が遺贈され、世界に誇りうる豊かさ、ゆとりに満ちた「みどり」の国民文化が形成されていくことを真に願うものである。